

神戸市水道告示第 1 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 7 日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

(1) 第一環境・神管協委託業務共同企業体

代表者 第一環境株式会社 兵庫支店長 稲垣 敬介  
兵庫県神戸市兵庫区下沢通 3 丁目 4 番地 25 号

(2) ポートスタッフ株式会社

代表者 代表取締役社長 長谷 一俊  
兵庫県神戸市中央区磯上通 7 丁目 1 番地 30 号 6 階

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

以下の水道料金・下水道使用料等の調定、納入通知書発行、収納をおこなう。

- (1) 神戸市水道条例（昭和 39 年 3 月条例第 46 号）第 3 章に規定する料金、分担金及び手数料
- (2) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成 31 年 3 月神戸市規則第 67 号）により委任を受けた下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料
- (3) 神戸市水道条例第 25 条に規定するメーターを亡失し、又は損傷した場合の賠償金
- (4) 神戸市水道条例第 26 条に規定する修繕工事費

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 8 年 4 月 1 日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和 8 年 4 月 1 日